

岩手県野球協会規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岩手県野球協会規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この細則で使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(チームの編成等)

第3条 チームの編成は、次により編成しなければならない。

(1) 一般チームは、監督を含む選手10名以上20名以内で編成しなければならない。

ア 大会でベンチに入れる人員は、監督を含む選手20名以内と選手として登録しない部長（チーム責任者）、マネージャー、スコアラー各1名とする。

イ 総監督、コーチ、マネージャー、スコアラーを選手として登録できるが、この場合20名以内の範囲内でユニホームを着用し、背番号を付けなければならない。

ウ 背番号は、監督30番、コーチ29番・28番、主将を10番とし、選手は、0番から27番とする。

(2) OBチームの編成は、その大会規定により、次のいずれかとする。

ア 監督を含む選手10名以上20名以内

イ 監督を含む選手10名以上25名以内

ウ 前号アからウまでの規定は、OBチームに準用する。

(3) 少年チーム（少年部・学童部）は、監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上20名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは、成人者でなければならない。

ア 大会でベンチに入れる人員は、監督、コーチ、選手及びチーム責任者（引率責任者）、マネージャー、スコアラーの各1名とする。

イ 背番号は、監督30番、コーチ29番・28番、主将を10番とし、選手は、0番から27番とする。

(4) 一般チームは、競技及び開会式には、10名以上参加しなければならない。少年チームは競技及び開会式には監督・コーチ・参加届に記載された選手全員参加しなければならない。ただし、特別の事情が生じたとき大会委員長が認めた場合は、この限りではない。

(チームの昇格及び降格)

第4条 一般チームの昇格及び降格は、次のとおりとする。

(1) 昇格されたチームが降格する場合は、昇格年度から2年を経過し、郡市野球協会長からの内申により、岩手県野球協会長（以下「会長」という。）が認めたものに限る。

(2) 昇格及び降格は、郡市野球協会長が厳格審査の上、会長に内申するものとする。

- (3) 降格は、チーム及び選手をいう。

(県民体の参加資格)

第5条 岩手県民体育大会の参加資格及び編成については、次のとおりとする。

- (1) その年度の登録チームで、郡市野球協会の代表チームとする。
- (2) 毎年参加できる。
- (3) 元職業野球競技者で全軟連が認めた選手は、全軟連競技者規程細則第6条第1号の規定を適用する。
- (4) 高校年齢層の生徒は、出場できない。

(スポーツマスターズの参加資格)

第6条 スポーツマスターズの参加資格及び編成については、次のとおりとする。

- (1) その年度の4月1日以前に40歳を超えた選手で編成されたチームで郡市野球協会の代表チームとする。
- (2) 毎年参加できる。
- (3) 本会の登録に関係なく、郡市野球協会内で選抜チームを編成できる。
- (4) 40歳以下の者は、監督として認められるが、選手として出場できない。

(不正行為に対する措置等)

第7条 本会が主催する大会において不正行為を行ったチームに対する措置は、次のとおりとする。

- (1) 試合中に発見された場合は、その試合を没収し、相手方に勝利を与える。
- (2) 試合終了後に発見された場合は、次の対戦相手に勝利を与える
- (3) 決勝戦終了後に発見された場合は、準優勝チームを優勝チームとする。
- (4) 個々の選手の不正は、チームの責任とする。
- (5) 試合に関連して、暴力行為を行った選手に対しては、その試合も含め最低その年度の試合出場を停止する。
- (6) その他不正行為により出場停止又は除名処分等のチームは、次年度にわたることもある。
- (7) 不正行為の処分は、本理事会会で決定する。

(大会を棄権した場合の措置等)

第8条 本会が主催する大会に棄権した場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 棄権した原因がチームにある場合は、そのチーム(選手)は、一年間本会が主催する大会への出場を停止する。
- (2) 次の事由により棄権した場合、措置は行わない。
 - ア 天災による場合
 - イ 集団で罹病した場合
 - ウ 集団で交通事故により参加不能となった場合
 - エ 大会が雨天等により延期となり、延期後に棄権した場合

- (3) 監督会議に欠席した場合は、その大会のチームの出場は、棄権とみなす。
- (4) 大会に棄権した場合の措置は、本理事会会で決定する。

(用具、装具等)

第9条 用具、装具及びユニホーム等については、次のとおりとする。

(1) 用具は、次による。

ア 使用球（全軟連公認球・東北野球連盟公認球）

- (ア) 一般・・・・・・・・ A号
- (イ) 少年部（中学生）・・・ B号
- (ウ) 学童部（小学生）・・・ C号
- (エ) 学童低学年・・・・・・・・ D号

イ バットは、公認野球規則で規定されるもののほか、次による。

- (ア) 一本の木材で作った木製バットのほか、竹片、木片などの接合バットであること。木製については、公認制度は適用しない。
- (イ) 金属、ハイコン（複合）バットは、J・S・B・Bのマークを付けた公認のものに限る。金属、ハイコンバットは、色の制限がないが、単色以外の場合は、全軟連の承認を必要とする。
- (エ) バットの使用区分は、次による。
 - a 少年用と表示されているものは、C号及びD号ボールに使用
 - b 一般用と表示されているものは、A号、B号及びC号ボールに使用

(2) 装具の使用については、公認野球規則で規定されるもののほか、次に定めるものを装着又は使用しなければならない。

ア 捕手用マスクは、全軟連公認のものを使用しなければならない。

イ 捕手は、全軟連公認のレガース・プロテクター、S・Gマークの付いた捕手用ヘルメットを装着しなければならない。

ウ 打者・次打者及び走者は、S・Gマークの付いた全軟連公認のヘルメットを必ず着帽しなければならない。

エ 打者・次打者及び走者のヘルメットは、イヤラップが片側又は両側に付いたもの。少年部は、両側にイヤラップが付いたものとする。ただし、学童部は、打者、次打者、走者及びベースコーチも両側にイヤラップの付いたものを着帽しなければならない。

(3) ユニホーム、スパイク等は、次に定めるものを着用しなければならない。

ア 同一チームの監督・コーチ、選手は、同色、同型、同意匠のユニホームでなければならない。特にユニホームパンツの着用に当たって、いわゆるマパンツの長・短については、チーム全員いずれかに統一しなければならない。

イ 袖の長さは、両袖同一で、左袖に日本字又はローマ字による県名を必ず付けなければならない。また、他のものを付けてはならない。なお、右袖には、社章、商標、クラブのマスコット等を付けることは差し支えない。

ウ 胸のチーム名は、日本字又はローマ字で表示し、チーム名の代わりにマークを付けることができる。ただし、統一しなければならない。

エ ユニホームの背中に選手名を付ける場合は、全員が背番号の上にローマ字で姓のみとする。同姓のものがある場合は、名前の頭文字を入れてもよい。

オ 背番号の規格は、最小限 15.2 センチメートル以上、最大限長さ 21 センチメートル、幅 16 センチメートル、太さ 4 センチメートル以内とする。

カ 帽子は、チーム全員同色、同形、同意匠のもの。ストッキングは、全員同色のものでなければならない。

キ アンダーシャツは、全員同色のものでなければならない。

ク スパイクは、全員同色のものでなければならない。ただし、ワンポイントの商標については、同色とみなす。学童部は、金属製金具の付いたスパイクは使用することができない。

コ 背番号は、0 番から 30 番までとし、参加申込書に記載されている選手は、全員必ず付けなければならない。

サ 監督 30 番、主将 10 番、コーチは 29 番・28 番とする。

(4) 審判員装具は、次による。

ア 審判員用マスクは、全軟連公認のものを使用しなければならない。

イ 公認審判員は、ワッペンを着用及び帽子は全軟連マークが入ったものを着用しなければならない。

ウ プロテクターは、アウトサイド又はインサイドを使用するものとする。

エ 服装は、審判員にふさわしい服装で、本会において統一するものとする。

(補則)

第 10 条 この規程細則に定めるもののほか、必要な事項は、全軟連競技者規程細則を準用する。

附 則

この規程細則は、平成 17 年 2 月 27 日から施行する。

(平成 20 年 3 月 2 日 一部改正)